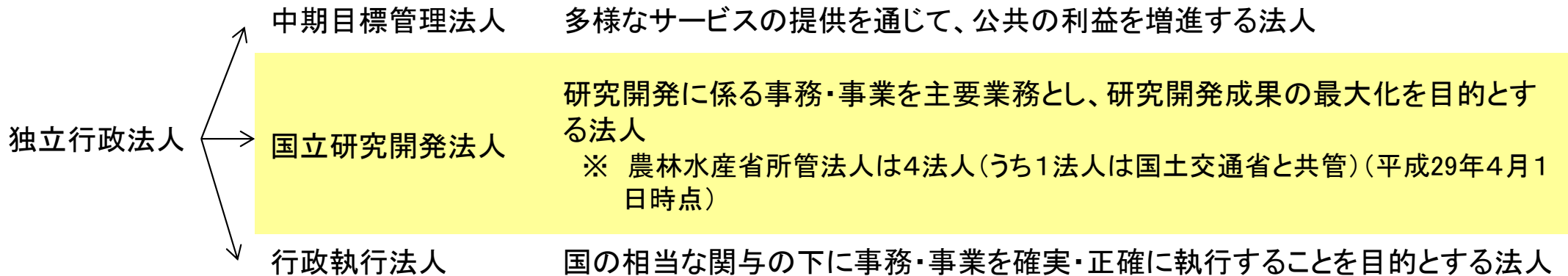
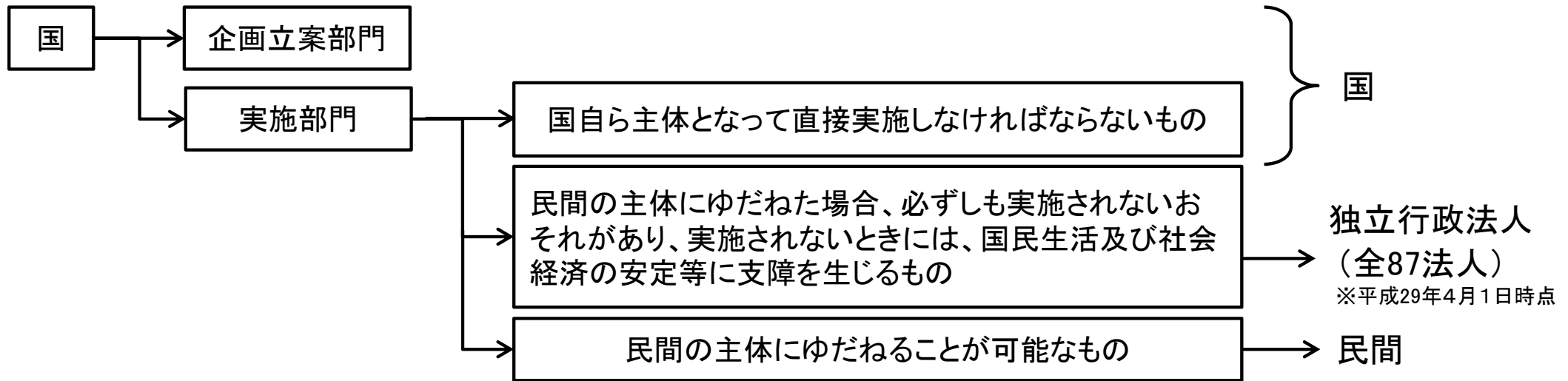


国立研究開発法人と 国立研究開発法人審議会について

農林水産省
農林水産技術会議事務局 研究企画課

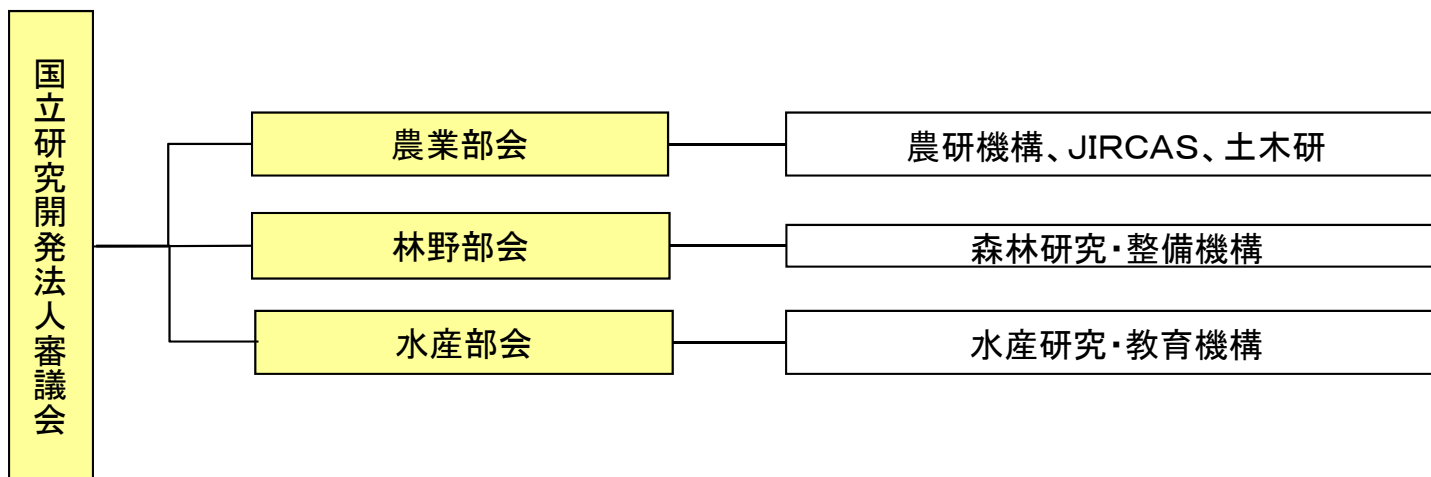
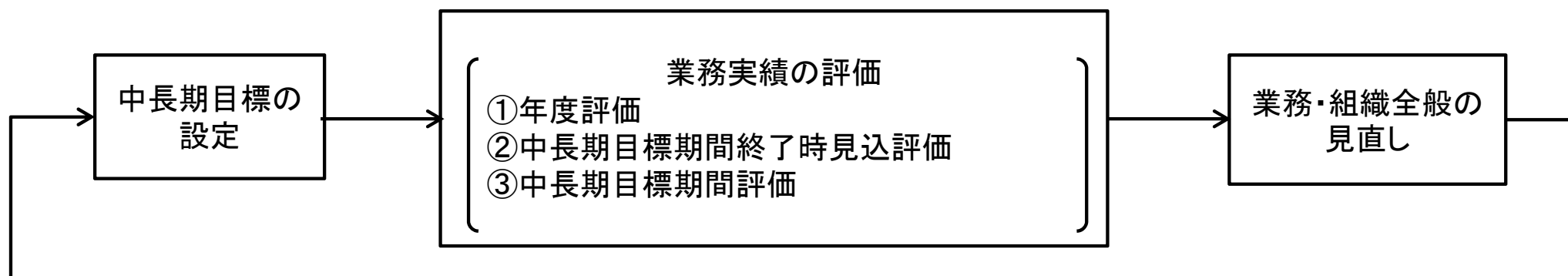
国立研究開発法人制度について

- 独立行政法人は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれがあるものなどを実施。
- 平成27年4月からは、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性から、他の独法とは異なる取扱いの必要性が認識され、研究開発を主たる事業とする独立行政法人が、新たに「国立研究開発法人」と位置づけられることとなった。
- 国立研究開発法人には、研究開発の特性を踏まえ、独立行政法人とは異なる法制上の措置が与えられる。



国立研究開発法人審議会について

- 独立行政法人通則法(平成27年4月施行)に基づき、主務大臣による評価等に当たって助言する機関として、各府省に設置。
- 国立研究開発法人に関して、
 - (1) 中長期目標の設定・変更(通則法第35条の4第4項)
 - (2) 業務実績の評価(通則法第35条の6第6項)
 - (3) 業務・組織全般の見直し(通則法第35条の7第2項)に当たって、科学的知見・国際的水準等に即して主務大臣に助言。



委員数		
委員	臨時委員	専門委員
4名	2名	8名
2名	3名	3名
2名	3名	3名

(平成29年5月現在。委員は本会委員を兼任。)

国立研究開発法人の評価制度

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

独立行政法人の目標の策定に関する指針
独立行政法人の評価に関する指針
（平成26年9月2日総務大臣決定）

（通則法第28条の2）

総務省
独立行政法人評価制度委員会

（通則法第12条）

意見・
勧告

国立研究開発法人審議会

（通則法第35条の4、6、7）

助言

主務大臣

中長期目標の策定

中長期計画の策定

自己評価

主務大臣評価

組織・業務全般の見直し

国立研究開発法人

国立研究開発法人審議会に期待される役割

- ◆ 「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)より
 - 国立研究開発法人審議会は、研究開発の専門性等に鑑み、3つの法人分類のうち国立研究開発法人の分類のみに制度的に明確に位置付けられている審議会である。
 - 主務大臣が国立研究開発法人の中長期目標の策定及び評価を実施するにあたり、重要な役割を果たすことが期待されている。
 - 委員構成は、高度な知識及び経験を有する者からなる、専門性と多様性の双方を重視したものとされる。
 - 第三者の立場から、社会的見識、科学的知見、国際的水準等に即して適切な助言を行う。
 - 国立研究開発法人の自己評価書の正当性・妥当性、長のマネジメントの在り方等についても確認し、国立研究開発法人の研究開発成果の最大化や、適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につながる提言を行う。
 - 国立研究開発法人の目標の策定、評価に関して密接不可分な事項(制度運用に関するものなど)についても検討するなど、国立研究開発法人の機能強化に向けて積極的に貢献する。

国立研究開発法人審議会（農業部会）のスケジュール（イメージ）

	農林水産大臣	総会	農業部会
平成 29年			
4月	◆委員の任命		
5月			
6月			◆農業部会開催 国立研究開発法人の業務実績について
			◆事務局評価案について意見照会
7月			◆農業部会開催 国立研究開発法人の評価案について
8月	◆年度評価結果の決定		

法人から
自己評価
書の提出

総務省の独立行政法人評価制度委員会：
各省による評価結果について点検・意見

国立研究開発法人審議会の進め方(イメージ)

1. 農業部会の開催(国立研究開発法人の業務実績について)

- 各法人から、業務実績について説明



2. 事務局評価案の事前送付・意見照会

- 各委員に、事務局が作成した評価案を事前送付・意見照会



3. 農業部会の開催(国立研究開発法人の評価案について)

- (1) 事務局が作成した評価案について審議
- (2) 評価案についての意見をとりまとめ



4. 農林水産大臣による決定

- 審議会の意見を踏まえて、各法人の業務実績評価を決定